

助成金交付に際しての留意事項

1 事業実施について

- (1) 事業実施にあたっては文書（行事案内文等）、看板・横断幕・掲示物等にて、貴支部の事業実施に対して大阪生活サポート協会から助成が行われている旨を必ず表示すること。なお、表示されなかった場合は、助成をしないことがあります。
- (2) 事業実施前、あるいは途中において内容の変更がある場合は、様式1-1号・1-2号により変更箇所を明らかにし、再度提出しなければならない。
また、諸般の事情により、助成事業を中止または辞退する場合は速やかにその旨、報告すること。
- (3) 行事等の実施に際しては、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に図ること。

2 事業報告について

(1) 送付必要書類

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ① 助成事業報告書(様式2-1) | 1部 郵送・ファイルにてメール送付 |
| ② 助成決算書(様式2-2) | 1部 郵送・ファイルにてメール送付 |
| ③ 領収書原本またはコピー(原本証明要) | 郵送 |
| ④ 表示の状況を示す写真・案内文等 | 郵送又はメール送付 |
| ⑤ 活動の様子がわかる写真2~3枚 | メール送付 |

※写真については、ワード等に貼り付けたものではなく、PDF等そのままの写真データで、メールにて送付のこと。

※報告書につきましては、当協会が毎年度発行の助成事業報告書の冊子に掲載致します。また、当協会ホームページ・機関紙等に掲載させていただく場合がありますので、ご了解下さい。特に写真に写っている方の掲載承諾、個人情報保護等に十分留意の上、ご提出をお願いいたします。(提出された時点で報告文章・写真等は掲載の承諾済と判断させていただきます。)

3 提出期限：事業実施後1ヶ月以内(厳守)

報告書等の関係書類はホームページの「事業・支部活動等助成事業」のコーナーからダウンロードできます。

4 助成金の交付

- (1) 事業終了後1ヶ月以内に提出された事業報告書・決算報告書を理事会で審査した結果、適切な執行と認めるときは、助成額の範囲内であれば実績額を2021年4月末までに指定の口座に振り込みます。
ただし、助成額を越える場合は、各支部等の自己資金で賄うものとします。
2022年3月に事業実施した場合は、同年4月15日までに報告書を提出しなければなりません。

※詳細は「令和3(2021)年度支部活動等助成事業実施要項」をご確認下さい。